

指定給水装置工事事業者申請時・変更時の提出書類一覧

	申請内容	申請時に持参いただくもの	法人	個人	備考
新規及び更新	新規指定 (指定手数料 1件 15,000円) 指定の更新 (指定更新手数料 1件 10,000円)	指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	○	○	裏面も記入
		機械器具調書(別表)	○	○	写真を添付すること
		誓約書(様式第2)	○	○	
		給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	○	○	指定を受けた日から14日以内に選任し、遅滞なく届け出ること
		定款又は寄付行為(写し)	○		
		登記簿の謄本(原本)	○		
		住民票(写し)		○	
		給水装置工事主任技術者免状(写し)又は技術者証(写し)	○	○	
		事業所所在地位置図等	○	○	
		事業所見取り図	○	○	
		事業所の写真	○	○	
		※更新時のみ: 指定給水装置工事事業者指定更新時確認書	○	○	指定の更新の場合に提出すること
		※更新時のみ: 従前の指定給水装置工事事業者証	○	○	指定の更新の場合に提出すること
変更等	事業所の名称及び所在地の変更	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	○	○	変更のあった日から30日以内に届出書を提出すること
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	○	○	変更のあった日から30日以内に届出書を提出すること
		定款又は寄付行為(写し)	○		
		登記簿の謄本(原本)	○		
		住民票(写し)		○	
	法人にあっては役員の変更	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	○		変更のあった日から30日以内に届出書を提出すること
		誓約書(様式第2号)	○		
		登記簿の謄本(原本)	○		
	主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号の変更	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	○	○	変更のあった日から30日以内に届出書を提出すること
		給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	○	○	事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく届け出ること
		給水装置工事主任技術者免状(写し)又は技術者証(写し)	○	○	解任の場合は不要
	事業の廃止又は休止	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11)	○	○	廃止・休止の日から30日以内に届出書を提出すること
		従前の指定給水装置工事事業者証	○	○	廃止の場合は返納、休止の場合は提出
	事業の再開	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11)	○	○	再開の日から10日以内に届出書を提出すること